

安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略(案)に関する意見募集要領

安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略(案)について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

人口減少や東京圏への人口集中を食い止め、地方創生の推進により、地方を活性化するため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、現在は「第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を進めてきたところです。

国は、デジタルの加速化など社会情勢が大きく変化してきていることを背景に、2022年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略を閣議決定したことから、当町においても現行総合戦略を見直し、令和5年度から令和9年度の5か年を計画期間とする総合戦略の策定を進めています。

つきましては、戦略案に町民皆様のご意見を反映させ、より良いものにするため、以下のとおりご意見を募集します。

1. 意見募集の対象

安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略(案)

2. 公表する資料

- ①安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略(案)
- ②安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略(案)変更概要

3. 資料の閲覧方法等

- ①安平町役場のうち、下記において閲覧できます。
 - ・総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②安平町ホームページに掲載しています。
- ③その他：安平町ホームページをご覧になれない方については、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

- ①持 参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。
 - ・総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②郵 送：安平町役場 総合庁舎 政策推進課へ郵送してください。
- ③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。
総合庁舎 政策推進課 (0145-22-2026)
- ④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。
政策推進課：kikaku@town.abira.lg.jp

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による受付はしません。

5. 意見募集期間

令和5年11月20日（月）～令和5年12月11日（月） 17時15分まで。

- ①持参の場合：月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分
- ②郵送の場合：12月11日（月）付けの消印まで有効
- ③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）

意見募集期間の締切日は、12月11日（月）17時15分まで。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

- ①安平町役場のうち、下記において公表します。
 - ・総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②安平町ホームページに掲載します。

8. その他

- ①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. お問い合わせ先

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地
安平町役場 政策推進課 政策推進グループ
電話：0145-22-2751 FAX：0145-22-2026
E-mail：kikaku@town.abira.lg.jp